
「福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく

駐車施設の附置届出等に係る手引き

目次

1	はじめに	P. 1
2	条例の対象地域及び行為	P. 2
3	条例の対象となる建築物	P. 2
4	附置しなければならない駐車施設の台数	P. 3
5	附置しなければならない駐車施設の位置	P. 7
6	附置しなければならない駐車施設の規模	P. 7
7	駐車施設の附置の届出	P. 8
8	駐車施設の附置の特例	P. 8
9	駐車施設の附置等の完了届	P. 8
10	駐車施設の附置等の廃止について	P. 8
11	駐車施設の附置届出等のフローチャート	P. 9
12	駐車施設の附置届出等に必要な図書	P. 10

巻末資料

様式集・記入例集

1 はじめに

駐車場法（昭和32年法律第106号）では、『駐車場整備地区内又は商業地域内、近隣商業地域内若しくは周辺地区内において、一定規模以上の建築物を新築、増築又は用途変更される方に対し、その建築物の用途や規模に応じた台数分の駐車施設（自動車の駐車のための施設）を建築物又はその敷地内に設けなければならない旨を、条例により定めることができる』とされています。

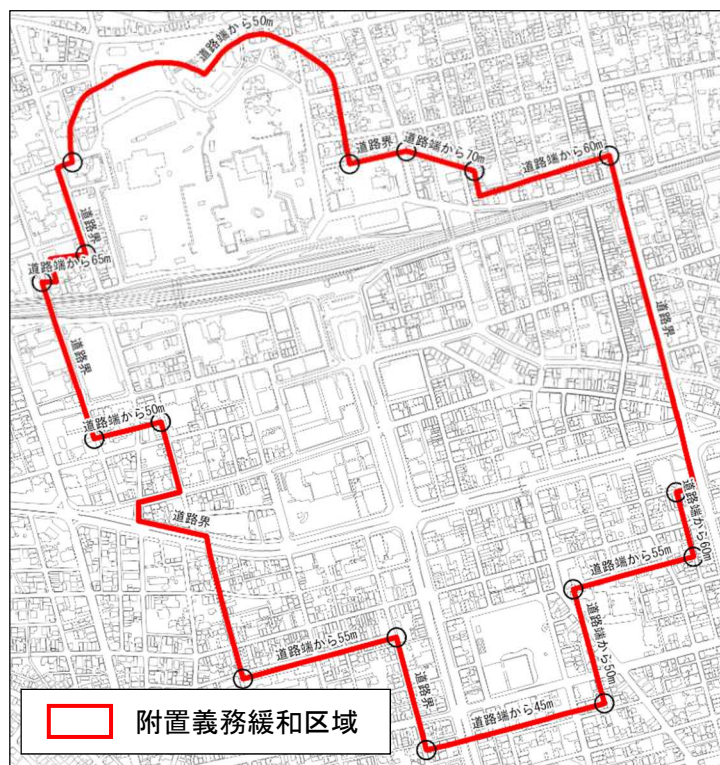
本市においても、駐車需要の高まりによる駐車場不足の解消や路上駐車の防止などを目的に、「福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「条例」という。）」を1971年（昭和46年）に制定し、建築物の用途や規模に応じた台数分の駐車施設を原則敷地内に設けることを義務付けています。

また、福山駅周辺のウォークブルエリアにおいては、居心地が良く歩きたくなるような人中心の空間へと転換することをめざすため、2025年（令和7年）4月に条例及び規則の改正を行い、ウォークブルエリアを『附置義務緩和区域』とし、同区域内に限り、条例による敷地内への附置義務を緩和するとともに、駐車施設の機能を集約するための『集約駐車施設』の認定制度を設けています。

本手引きは、条例及び規則の規定に基づく駐車施設の附置に係る届出等について説明したものです。

駐車施設の附置等に関しましては、本手引きを参考のうえ届出等を行ってください。

なお、集約駐車施設の認定申請等に係る手続きに関しましては、別途『集約駐車施設の認定申請等に係る手引き』をご覧ください。



2 条例の対象地域及び行為

対象地域	対象行為
○ 商業地域、近隣商業地域	○ 新築
○ 周辺地区（商業地域又は近隣商業地域に接する1,500m以内の地域で市長が別に指定する地区）	○ 増築
	○ 用途変更

※ 対象地域をお調べの際は、都市計画課窓口システム又は福山市地図情報統合サイト「ふくやまっぷ」(<https://www.sonicweb-asp.jp/fukuyama/>) をご利用ください。

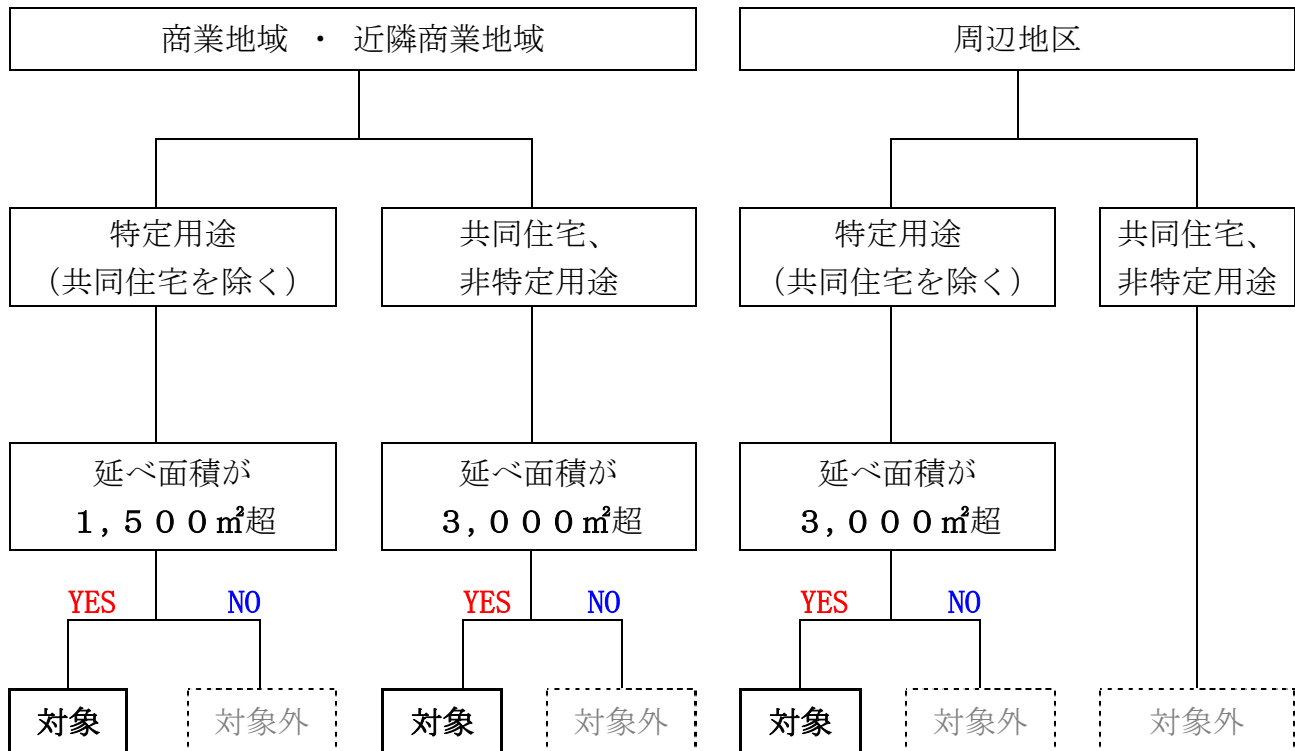
3 条例の対象となる建築物

特定用途（自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途）	非特定用途
劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場、共同住宅	特定用途以外の用途

※ 駐車施設の附置を要しない建築物

- 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園、児童福祉法に規定する乳児院及び保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園
- 建築基準法第85条に規定する仮設建築物

条例の対象となる建築物の判定フロー



4 附置しなければならない駐車施設の台数

(1) 新築の場合

地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の基準	
商業地域 近隣商業地域	全部が 特定用途（共同住宅を除く）	1,500㎡を超えるもの	1,500㎡を超える部分	150㎡に1台
	全部が 共同住宅、非特定用途	3,000㎡を超えるもの	3,000㎡を超える部分	300㎡に1台
周辺地区	全部又は一部が 特定用途（共同住宅を除く）	3,000㎡を超えるもの	3,000㎡を超える部分	

(2) 増築の場合

地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の基準	
商業地域 近隣商業地域	全部が 特定用途（共同住宅を除く）	増築により1,500㎡を超えるもの	1,500㎡を超える部分	150㎡に1台
		すでに1,500㎡を超えているもの	増築部分	
	全部が 共同住宅、非特定用途	増築により3,000㎡を超えるもの	3,000㎡を超える部分	300㎡に1台
		すでに3,000㎡を超えているもの	増築部分	
周辺地区	全部又は一部が 特定用途（共同住宅を除く）	増築により3,000㎡を超えるもの	3,000㎡を超える部分	
		すでに3,000㎡を超えているもの	増加部分	

(3) 用途変更により特定用途（共同住宅を除く。）部分の延べ面積が増加するもので、大規模の修繕または大規模な模様替えを伴う場合

地域	建築物の規模	駐車施設の基準	
商業地域 近隣商業地域	用途変更によって1,500㎡を超えるもの	1,500㎡を超える部分	150㎡に1台
	すでに1,500㎡を超えているもの	増加部分	
周辺地区	用途変更によって3,000㎡を超えるもの	3,000㎡を超える部分	300㎡に1台
	すでに3,000㎡を超えているもの	増加部分	

(注1) 延べ面積には、自動車車庫等の駐車施設の用に供する部分の床面積は含みません。

(注2) 附置義務台数の算定において1未満の端数が生じた場合は切り上げて算定します。

(注3) 商業地域内又は近隣商業地域内で、特定用途（共同住宅を除く）及び共同住宅又は非特定用途に供する部分を有する場合は次の2つの算定結果のうち、その大きい方を附置の台数とします。

① 建築物の全部を共同住宅、非特定用途に供する建築物とみなして算定した駐車台数

② 特定用途（共同住宅を除く）に供する面積について算定した駐車台数

(注4) 建築物の敷地が商業地域及び周辺地区にまたがる場合又は近隣商業地域及び周辺地区にまたがる場合は、周辺地区に当該建築物があるものとみなします。

○駐車施設の台数の算定例

新築 例1

地域	近隣商業地域
建築物の用途	店舗
建築物の延べ床面積	2,500㎡

・条例の対象建築物の確認

地域	建築物の用途	附置義務台数 ※少数点以下切り上げ
近隣商業地域	特定用途 (共同住宅を除く)	<p>・建築物の規模 延べ面積 2,500㎡ > 1,500㎡</p> <p>・附置義務台数の算定 (延べ面積 - 1,500) ÷ 150 = (2,500 - 1,500) ÷ 150 = 6.6 → 7台</p>

新築 例2

地域	近隣商業地域
建築物の用途	共同住宅
建築物の延べ床面積	6,500㎡

・条例の対象建築物の確認

地域	建築物の用途	附置義務台数 ※少数点以下切り上げ
近隣商業地域	共同住宅	<p>・建築物の規模 延べ面積 6,500㎡ > 3,000㎡</p> <p>・附置義務台数の算定 (延べ面積 - 3,000) ÷ 300 = (6,500 - 3,000) ÷ 300 = 11.6 → 12台</p>

新築 例3

地域	近隣商業地域
建築物の用途	店舗及び共同住宅
建築物の延べ床面積	7,000㎡ (店舗：5,000㎡、共同住宅：2,000㎡)

・ 条例の対象建築物の確認

地域	建築物の用途	附置義務台数 ※少数点以下切り上げ
近隣商業地域	特定用途 (共同住宅を除く) 共同住宅	<p>(注3)の算定方法で算出</p> <p>・ 建築物の規模</p> <p>①建築物の全部を共同住宅とみなす 延べ面積 7,000㎡ > 3,000㎡</p> <p>②特定用途(共同住宅を除く)に供する面積 5,000㎡ > 1,500㎡</p> <p>・ 附置義務台数の算定</p> <p>次の①②の算定結果のうち大きい方を附置の台数</p> <p>①(延べ面積(全てを共同住宅とみなす) - 3,000) ÷ 300 = (7,000 - 3,000) ÷ 300 = 13.3 → 14台</p> <p>②(特定用途(共同住宅を除く)に供する面積) - 1,500) ÷ 150 = (5,000 - 1,500) ÷ 150 = 23.3 → 24台</p> <p>②の方が大きいため 24台</p>

増築 例4


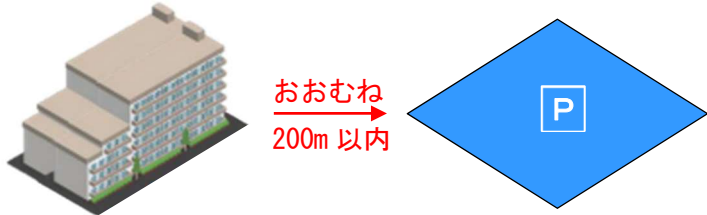
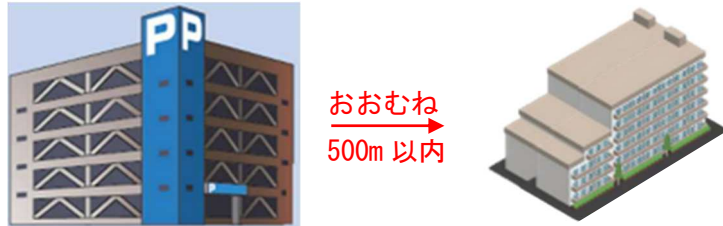

	増築前	増築後
地域	近隣商業地域	近隣商業地域
建築物の用途	店舗	店舗
建築物の延べ床面積	2,500㎡	4,500㎡ (2,000㎡の増築)

・ 条例の対象建築物の確認

地域	建築物の用途	附置義務台数 ※少数点以下切り上げ
近隣商業地域	特定用途 (共同住宅を除く)	<p>・ 建築物の規模 すでに1,500㎡を超えているものの増築 増築部分の延べ面積 2,000㎡</p> <p>・ 附置義務台数の算定 (増築によって新たに必要な台数) 増築部分の延べ面積 ÷ 150 = 2,000 ÷ 150 = 13.3 → 14台</p> <p>増築前 (2,500 - 1,500) ÷ 150 = 6.6 → 7台</p> <p>全体に必要な台数 21台</p>

5 附置しなければならない駐車施設の位置

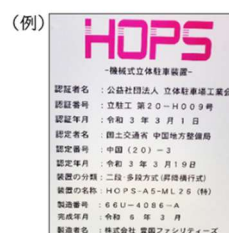
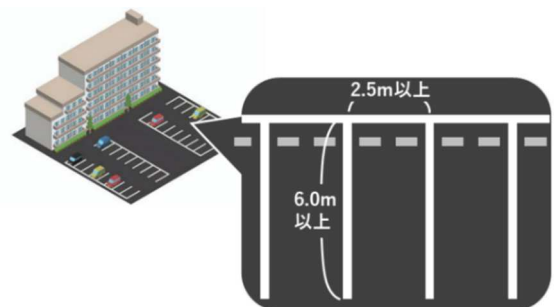
条例により附置しなければならない駐車施設の位置は、敷地の場所によって次のとおり決められています。

附置義務緩和区域を含む敷地	それ以外の敷地
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物内又は敷地内  <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地からおおむね200m以内の場所  <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地からおおむね500m以内の集約駐車施設*内 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物内又は敷地内 

※ 集約駐車施設・・・駐車施設の機能を集約することができる施設で市長が認めるもの
詳しくは、『集約駐車施設の認定申請等に係る手引き』をご覧ください。

6 附置しなければならない駐車施設の規模

- 条例により附置しなければならない駐車施設の規模は、駐車台数1台につき幅2.5m以上×奥行6.0m以上とし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものとしなければなりません。
- 駐車用の供する部分を1台ごとに区分しなければなりません。
- 『国土交通大臣の認定を受けた機械式駐車施設』及び『市長の認定を受けた集約駐車施設』については、上記の規定は適用しません。



7 駐車施設の附置の届出

- 条例の規定により駐車施設を附置しようとする者は、あらかじめ**駐車施設附置（変更）届出書**に必要な図面を添えて、**2部**提出してください。届け出た事項を変更する場合も同様です。
- 提出後は、処理期間として**2週間程度**要します。

8 駐車施設の附置の特例

- 建築物の構造又は敷地の状態によりやむを得ないと市長が認めた場合は、特例として敷地からおおむね**200m以内**の場所に駐車施設を設置することができます。
- この場合、あらかじめ**駐車施設設置承認（変更）申請書**に必要な図面を添えて、**2部**提出し承認を受けてください。申請した事項を変更する場合も同様です。
- 提出後は、処理期間として**2週間程度**要します。

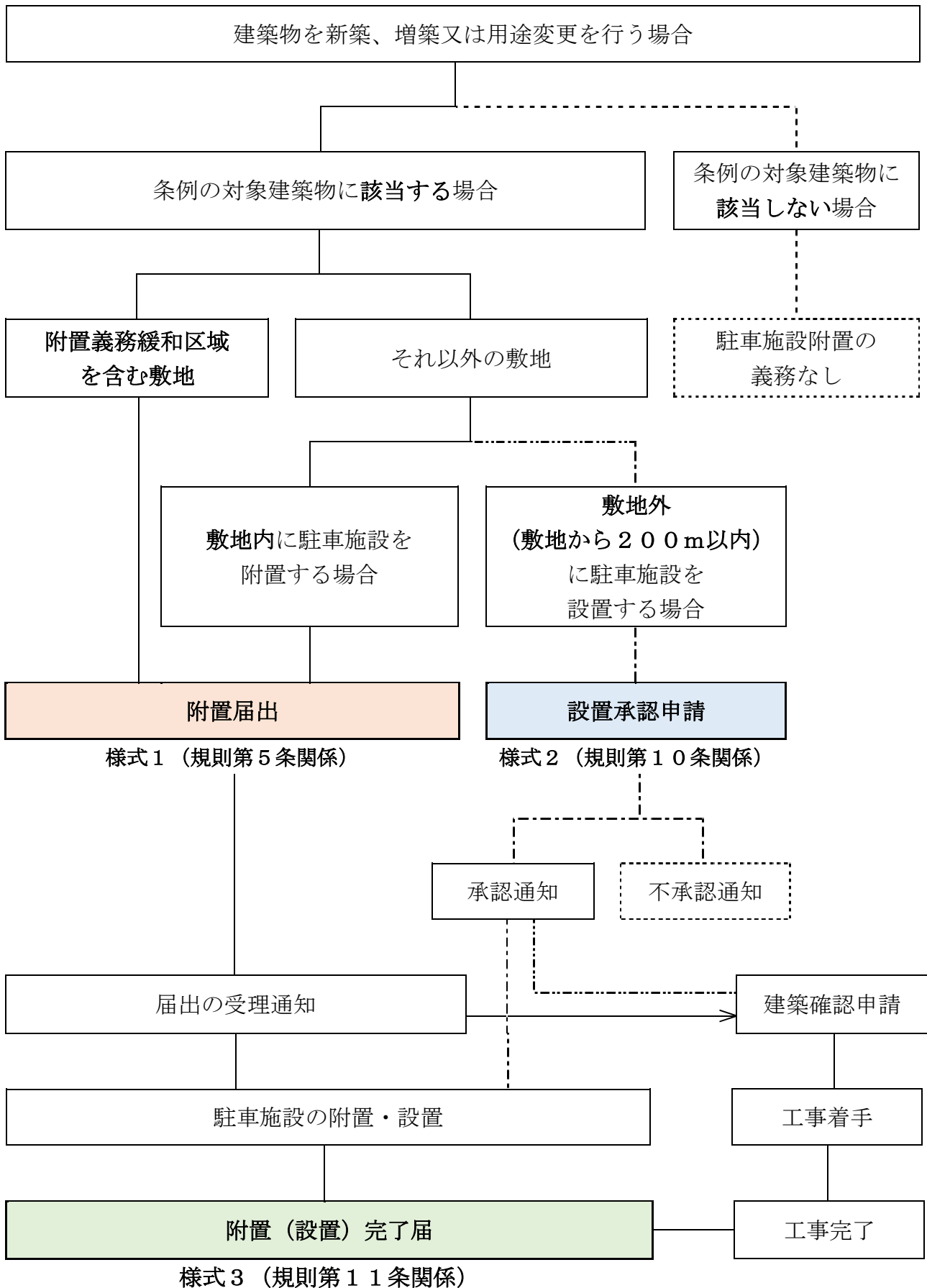
9 駐車施設の附置等の完了届

- 駐車施設の附置又は設置に係る工事が完了したときは、速やかに**駐車施設附置（設置）完了届**を**1部**提出してください。
- 完了届には、完成写真の添付をお願いします。
- 提出後は、駐車施設が届出又は申請どおり設けられているか検査を行います。

10 駐車施設の附置等の廃止について

- 駐車施設の附置又は設置により設けた駐車施設を廃止した場合は、速やかに**廃止の届出**をお願いします。
- 廃止の届出には、位置図の添付をお願いします。

1.1 駐車施設の附置届出等のフローチャート



1 2 駐車施設の附置届出等に必要な図書

種別	図面の種類	明示すべき事項
届出	(1) 付近見取図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物及び位置 <input type="checkbox"/> 建築物と駐車施設との距離 (附置義務緩和区域を含む敷地において、建築物の敷地からおおむね200m以内の場所又は集約駐車施設に駐車施設を附置する場合)
	(2) 建築物の配置図 (3) 駐車施設の配置図 (附置義務緩和区域を含む敷地において、建築物の敷地からおおむね200m以内の場所又は集約駐車施設に駐車施設を附置する場合)	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地境界線 <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 駐車施設内外の車路及びその幅員 <input type="checkbox"/> 敷地が接する道路及びその幅員
	(4) 建築物の各階平面図 (5) 駐車施設の各階平面図 (附置義務緩和区域を含む敷地において、建築物の敷地からおおむね200m以内の場所又は集約駐車施設に駐車施設を附置する場合)	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 間取 <input type="checkbox"/> 各部の用途 <input type="checkbox"/> 床面積 <input type="checkbox"/> 駐車施設内外の車路及びその幅員
承認申請	(1) 付近見取図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物及び位置 <input type="checkbox"/> 建築物と駐車施設との距離
	(2) 建築物及び駐車施設の配置図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地境界線 <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 駐車施設内の車路及びその幅員 <input type="checkbox"/> 敷地が接する道路及びその幅員
	(3) 建築物及び駐車施設の各階平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 間取 <input type="checkbox"/> 各部の用途 <input type="checkbox"/> 床面積 <input type="checkbox"/> 駐車施設内外の車路及びその幅員

注1) 変更の場合も、同様の図書を添付してください。

注2) 附置(設置)完了届を提出する場合は、上記の図書を添付する必要はありませんが、完成写真の添付をお願いします。

卷 末 資 料

様式集・記入例集

- 様式 1（規則第 5 条関係）
駐車施設附置（変更）届出書
- 様式 2（規則第 1 0 条関係）
駐車施設設置承認（変更）申請書
- 様式 3（規則第 1 1 条関係）
駐車施設附置（設置）完了届

駐車施設附置（変更）届出書

年 月 日

福山市長様

届出者 住所：

_____（法人にあつては事務所の所在地）

名前：

_____（法人にあつては名称及び代表者の名前）

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年条例第19号）第7条の規定に基づき、駐車施設の（ 附置 / 変更 ）を次のとおり届け出ます。

建	届出内容		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更				
	建築物の名称		_____				
	建築場所		福山市				
	用途地域等		<input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> その他（周辺地区）				
	主要用途		_____				
	附置義務緩和区域		<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外				
	築	用途別	届出部分		届出部分以外の部分		計
特定部分 （共同住宅を除く。）			m ²	m ²	m ²	m ²	
延べ面積		共同住宅部分		m ²	m ²	m ²	
		非特定用途部分		m ²	m ²	m ²	
自動車車庫等の部分		m ²	m ²	m ²			
合計					m ²		
附置しなければならない駐車台数					台		
駐	車	2.5m×6.0m以上の区画		2.5m×6.0m未満の区画		計	
		平面式		台	台	台	
		立体自走		台	台	台	
		機械式				台	
附	置	附置する場所		福山市			
		200m以内のおおむね	使用承諾者住所 名前		_____		
			駐	2.5m×6.0m以上の区		2.5m×6.0m未満の区	
		平面式		台	台	台	
		立体自走		台	台	台	
		機械式				台	
		集	附置する場所		福山市		
使用承諾者住所 名前			_____				
認定年月日・番号・規模			年 月 日	福指令都第	号	台	
場	変更内容		_____				
	直近の受理年月日・番号		年 月 日	福都都第	号		

駐車施設附置 (変更) 届出書

yyyy 年 mm 月 dd 日

福山市長様

届出者 住所: 広島県福山市東桜町3番5号

(法人にあつては事務所の所在地)

名前: ○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

(法人にあつては名称及び代表者の名前)

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和46年条例第19号)第7条の規定に基づき、駐車施設の (附置 / 変更) を次のとおり届け出ます。

建	届出内容	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更					
	建築物の名称	○○○○○○○○○○ 建築物の名称が決まっている場合は、名称を記入					
	建築場所	福山市 ○○町○丁目○○番地○○					
	用途地域等	<input checked="" type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> その他(周辺地区)					
	主要用途	物品販売店舗・共同住宅					
	附置義務緩和区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外 用途別の延べ面積を記入					
築	用途別延べ面積	届出部分	届出部分以外の部分	合計			
		特定部分(共同住宅を除く。)	12,345.67 m ²	m ²	12,345.67 m ²		
		共同住宅部分	8,901.23 m ²	m ²	8,901.23 m ²		
		非特定用途部分	m ²	m ²	m ²		
		自動車車庫等の部分	456.78 m ²	m ²	456.78 m ²		
	合計	敷地全体の延べ面積を記入		21,703.68 m ²			
物	附置しなければならない駐車台数	条例で必要な台数を記入		73 台			
	敷地内の全ての駐車施設台数を記入						
	駐車施設	2.5m × 6.0m以上の区画	2.5m × 6.0m未満の区画	合計			
		平面式	10 台	台	10 台		
立体自走機械式		台	台	90 台			
附置義務緩和区域の場合のみ	敷地からおおむね200m以内の場所	附置する場所	福山市				
		使用者住所					
		使用者名前	敷地内の全ての駐車施設台数を記入				
	駐車施設	駐車施設	2.5m × 6.0m以上の区画	2.5m × 6.0m未満の区画	合計	左のうち必要な駐車台数	
			平面式	台	台	台	台
			立体自走機械式	台	台	台	台
駐集車施設	附置する場所	福山市					
	使用者住所						
変更の場合	変更内容						
	直近の受理年月日・番号	年 月 日	福都都第	号			

駐車施設設置承認（変更）申請書

年 月 日

福山市長様

申請者 住所： _____
（法人にあつては事務所の所在地）

名前： _____
（法人にあつては名称及び代表者の名前）

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年条例第19号）第8条第2項の規定に基づき、駐車施設の（設置 / 変更）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物	建築場所	福山市				
	建築物の名称					
	用途地域等	<input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> その他（周辺地区）				
	主要用途					
	用途別延べ面積	用	届出部分	届出部分以外の部分	合	計
		特定部分 <small>（共同住宅を除く。）</small>	㎡	㎡	㎡	㎡
		共同住宅部分	㎡	㎡	㎡	㎡
		非特定用途部分	㎡	㎡	㎡	㎡
	自動車の庫等の部分	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	合計					㎡
附置しなければならない駐車台数					台	
上記のうち敷地内に附置する台数					台	
駐車施設	設置する場所	福山市				
	権利区分	<input type="checkbox"/> 所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	使用承諾者	住所				
		名前				
	用	2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	合	計	左のうち必要な駐車台数
	平面式	台	台	台	台	台
	立体自走	台	台	台	台	台
	機械式				台	台
敷地内に附置できない理由						
場変更合の	変更内容					
	直近の承認年月日・番号	年	月	日	福指令都第 号	

駐車施設設置承認 (変更) 申請書

yyyy 年 mm 月 dd 日

福山市長様

申請者 住所: 広島県福山市東桜町3番5号

(法人にあつては事務所の所在地)

名前: ○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

(法人にあつては名称及び代表者の名前)

福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和46年条例第19号)第8条第2項の規定に基づき、駐車施設の(設置/変更)の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物	建築場所	福山市 ○○町○丁目○○番地○○				
	建築物の名称	○○○○○○○○○○ 建築物の名称が決まっている場合は、名称を記入				
	用途地域等	<input checked="" type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> その他(周辺地区)				
	主要用途	物品販売店舗・共同住宅			用途別の延べ面積を記入	
	用途別延べ面積	届出部分	届出部分以外の部分	合計		
		特定部分 (共同住宅を除く。)	12,345.67 m ²	m ²	12,345.67 m ²	
		共同住宅部分	8,901.23 m ²	m ²	8,901.23 m ²	
		非特定用途部分	m ²	m ²	m ²	
	物	自動車車庫等の部分	456.78 m ²	m ²	456.78 m ²	
		合計	敷地全体の延べ面積を記入		21,703.68 m ²	
附置しなければならない駐車台数		条例で必要な台数を記入		73 台		
	上記のうち敷地内に附置する台数			40 台		
駐車施設	設置する場所	福山市 △△町△丁目△△△番地△				
	権利区分	<input type="checkbox"/> 所有地 <input checked="" type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他()				
	使用承諾者	住所	△△県△△市△△番△△号			条例で必要な台数を記入
		名前	△△ △△			敷地内の全ての駐車施設台数を記入
	施設		2.5m×6.0m以上の区画	2.5m×6.0m未満の区画	合計	左のうち必要な駐車台数
		平面式	33 台	20 台	53 台	33 台
		立体自走機械式	台	台	台	台
	敷地内に附置できない理由	(例) 駐車施設のための十分なスペースが確保できないため。				
場変更合の	変更内容					
	直近の承認年月日・番号	年	月	日	福指令都第 号	

駐車施設附置（設置）完了届

年 月 日

福山市長様

届出者 住所： _____
（法人にあつては事務所の所在地）

名前： _____
（法人にあつては名称及び代表者の名前）

駐車施設の（附置 / 設置 / 附置及び設置）が完了したので、福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和46年規則第6号）第11条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

附置（設置）完了日	年 月 日		
受理年月日・番号	年 月 日	福都第	号
承認年月日・番号	年 月 日	福指令都第	号
建築物	行為内容	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更	
	建築物の名称		
	建築場所	福山市	
	用途地域等	<input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> その他（周辺地区）	
	主要用途		
	附置義務緩和区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外	
	附置しなければならない駐車台数		台
駐車施設		敷地内	敷地外への設置
	設置場所	福山市	
	権利区分	<input type="checkbox"/> 所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	設置台数	台	台
	設置台数合計		台
附置義務緩和区域のみ	敷地からおおむね200m以内の場所		
	設置場所	福山市	
	設置台数	台	
	敷地からおおむね500m以内の集約駐車施設		
	設置場所	福山市	
	設置台数	台	

駐車施設附置（設置）完了届

yyyy年 mm月 dd日

福山市長様

届出者 住所： 広島県福山市東桜町3番5号

(法人にあつては事務所の所在地)

名前： ○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

(法人にあつては名称及び代表者の名前)

駐車施設の（**附置** / 設置 / 附置及び設置）が完了したので、福山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和46年規則第6号）第11条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

附置（設置）完了日	yyyy年 mm月 dd日		
受理年月日・番号	yyyy年 mm月 dd日 福都第 ○○号		
承認年月日・番号	年 月 日 福指令都第 号		
建築物	行為内容	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更	
	建築物の名称	○○○○○○○○○○ 建築物の名称を記入	
	建築場所	福山市 ○○町○○丁目○○番地○○	
	用途地域等	<input checked="" type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> その他（周辺地区）	
	主要用途	物品販売店舗・共同住宅	
	附置義務緩和区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外	
附置しなければならない駐車台数	条例で必要な台数を記入 73台		
駐車施設	敷地内	敷地外への設置	
	設置場所	敷地内の全ての駐車施設台数を記入 福山市	敷地外の全ての駐車施設台数を記入
	権利区分	<input type="checkbox"/> 所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	設置台数	90台	台
	設置台数合計	90台	
附置義務緩和区域のみ	敷地からおおむね200m以内の場所		
	設置場所	福山市	
	設置台数	台	台
	敷地からおおむね500m以内の集約駐車施設		
設置場所	福山市		
設置台数	台	台	

駐車施設附置（設置）の廃止について

年 月 日

福山市長様

【届出者】住所：

(法人にあつては事務所の所在地)

名前：

(法人にあつては名称及び代表者名前)

次のとおり駐車施設を廃止するので届け出ます。

- 1 駐車施設の所在地
- 2 廃止年月日
- 3 廃止した理由